

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(株) 信東産業						
所在地	須坂市大字小河原2011-1						
認定番号	20-003886						
入札参加停止期間	令和6年8月2日 から 令和6年11月1日まで (3か月)						
事実概要	<p>小布施町が令和4年12月14日に執行した「令和4年度小布施町水道事業財政シミュレーション業務」を含む3件の業務に関し、株式会社信東産業の使用人が公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴され、令和6年6月24日付けで長野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。</p>						
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適當であると認められるため。						
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>	措置要件	期間	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき		当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間						
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき						
	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内						